

第5回 熊本市自治推進委員会会議録概要

日 時：平成25年2月7日（木） 午後2時～4時

会 場：熊本市議会 議運・理事会室
（議会棟2階）

出席者：上野委員長、荒木副委員長、浅尾委員、石田委員、坂口委員、
中村委員、野中委員、毎熊委員、松崎委員

欠席者：金子委員

上野 委員長	1 開会 ただいまより、第5回熊本市自治推進委員会を始めます。本日の委員会は2時間程度を予定しております。進行についてはご協力をお願いします。 まず、最初に配布資料の確認を、事務局からお願いいたします。
事務局	(資料確認) ・ 第5回委員会次第 ・ 資料1「論点整理表」 ・ 資料2「答申書（正副委員長たたき案）」 ・ 参考資料1「第4回熊本市自治推進委員会会議録概要」 ・ 参考資料2「第4回自治推進委員会のまとめ」 ・ 参考資料3「平成24年度2000人市民委員会のアンケート集計結果について」 以上が用意しております資料ですが、不足しているものはございませんでしょうか。
上野 委員長	本日は議事に入る前に1件、皆様方にお諮りしたいことがございます。事務局のほうから資料をお配りください。 熊本市自治基本条例を良くする会会長西村文雅氏、それから同じく同会事務局長浦崎勇一氏、この方々から、今お配りしたような提案書、併せて、委員会で説明することを要請するという文書が届きました。西村氏は以前のこの自治推進委員会の委員であり、当初の自治基本条例を作る市民グループでの議論の中で起草委員をなさった方です。これまでも何度か皆様方にも公開質問状などが届いたかもしれません。私のところにも、今年度3回ほど公開質問状をいただきました。先般も私の研究室をお訪ねいただきまして、1時間ちょっとくらいお話をしたところです。また、行政にも何度もお訪ねになられているようです。行政にお伺いしましたら、要望書・公開質問状が5回、情報公開請求5回寄せられているということです。皆様方にお諮りしたいと思っておりますのは、市長から市民である代表の皆様方の意見を聞かせてくれという諮問に対して私たちが今年度議論し答えようとしているわけですが、この会からは「この委員会にはそういうことを審議する資格がない」ということでの申し入れでございます。併せて、それについて法律的な議論を展開されておられまして、オンブズマンの方へ救済の申し立てをされているということです。私としましては、もちろん合議制の機関ですので、

	<p>皆様ご異論があれば審議をしながら多数決で決めるべきところは多数決で決めさせていただきますが、委員長個人としましては、この場での委員会の皆様方へ一団体から意見を伝えたいという要請については、認める必要はないのではないかと考えております。また、この委員会自身が自治基本条例等に反して諮問を受け、それに答申を作ろうとしているというこの主張についても、私は当たらないと思っていますところでございます。法律論争にあたりましては、オンブズマンの方の判断を仰ぎたいと思います。それでもし不服であれば、当然訴訟という手もあるわけですから、そちらのほうで行政とやっていただきたいと思いますと考えております。行政から私たちに市長の意向として諮問されておられますので、この委員会が審議することについて改めて確認するまでもないと思いますが、念のため行政の意見を聞きたいと思います。</p>
事務局	<p>事務局です。まず、「市長の諮問が条例に違反している」というようなご主張のもとにこういった提案をいただいているわけですけれども、私どもは第1回の自治推進委員会の会議の中でも最初に申し上げました通り、今回の諮問事項につきましては、条例の第37条の2項に「自治推進委員会の審議する事項」として「委員会は、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項その他の事項を審議します」と規定がございまして、条例の見直しに関しては「条例の見直しに関することを審議する」という事は明文化されていないものの、当然「自治運営の基本原則に関する重要事項その他の事項」の範囲に含まれる事柄であると判断しております。その判断に基づきまして、市長の決裁を経た上で、市長からの諮問事項ということで、この条例の見直しに係る項目と内容についての協議を諮問させていただいたところですので。従いまして、この諮問が条例に反しているというようなことは行政の側では考えておりません。</p>
上野委員長	<p>この委員会は、私たちが何かを決定するとか、採決するとか、判断するとかいうことではありません。市民の代表である委員の皆さん方が、この自治推進に関わる事柄について、とりわけ市長のほうでご意見をお聞きしたいということですので、委員会として話がまとまれば委員会の総意として出していきますし、委員会の中で多様な意見があれば、それは多様な意見としてお伝えするということが私たちの役割と思っています。この私たちの答申がどうなるろうとも、それを市長が受け、仮に法改正などなされる云々というのは市長部局でのご判断になります。更にそこで必要になる様々な市民参加の手続き、情報開示等についても、それはその後の手続きの中で、行政の責任の下でやっていただくというのが筋ではないかと私は考えております。皆さん方のご意見があればお伺いしたいと思います。</p>
浅尾委員	<p>私は少し違うかなと思うところがございます。この委員会の中で見直しに関するということと諮問を受けて、いくらか議論し、色んな意見が出ました。皆さんほとんどの方が初めての会議のようで、市政でどういう風に自治基本条例の項目を見直すかなど、直接項目のことを発言されている方はほとんどいらっしゃいませんでした。どういう活動をやっていて、どういう状態にある、という市民と行政</p>

	<p>のあり方も含めた色んな話は出ました。だからといって、見直しに関することとリンクするような話は、上野先生が一番最初の時におっしゃった区政の話と区民会議との言葉があり、その説明が事務局より議会否決を含めてあった程度で、特段見直しに関する議論というのはなく、設定されているテーマに対しては意見が出てないなという気もありましたものですから、前回議論が進んでないみたいなことを言いました。そして、上野先生が最初におっしゃった区政のことはこの条項に書いてありますね、ということ、区民会議のことについても、審議会等という項目がございますので、ここに書いてあることで良くないでしょうかという話。それと、私自身が思っておりました「危機管理」のところの“努める”という項目。そんなところが変わるところでしょうかね、ということをおっしゃいました。私が今回一番言いたいことは、私自身も今回事務局宛といいますか、市長宛ということで意見書をひとつ作らせていただきました。それを配っていただいていいですか。</p>
<p>上野 委員長</p>	<p>ちょっと別な話のような気がするのですが、浅尾さんの一委員としてのご意見を皆さんと共有するという部分は、議題の中で検討させていただきませんか。まず今はこの団体さんからの要請についてご意見をお願いします。</p>
<p>浅尾 委員</p>	<p>では、それは後にしましょう。この団体からの要請に関しては、先ほど委員長がおっしゃったような形で色んなところから出てきたものは拾っていきこうという話は、過去の議事録もいっぱい見てきましたら、そういうのを受けて判断しようというのはあるということです。今回取り上げていただいて、会議の中で諮るといことになっているということですが、ちょっとだけ違いますけれども、ほとんど同じようなことを私も提案しているということをお伝えしておきます。</p>
<p>上野 委員長</p>	<p>確認ですが、お尋ねしたかったのは、これまでこの委員会や委員長宛の公開質問状には回答しませんでした。といいますのは、私はこの会の司会役はやっておりますが、この会を代表して委員会の意見を言う立場にはありませんので、委員長宛に出されましてもそれは回答できない。個人的な意見は申し述べますが、委員会としての意見としては回答しない。更に、市民の集まった委員会に対して、このような要請というのは似つかわしくないのではないかと。いわゆる法律の改正その他は議会が持っている専権事項であり、当然働きかけるべき市民参画の対象は議会、もしくは提案権をお持ちの行政であり、市長がどうしようかという判断をなさるにあたって、意見を聞かれているだけの私たちに対して、どう考えるというような質問はふさわしくないのではないかと。ということでこの会からの公開質問状については答えてまいりませんでした。この会での皆さん方のご意見は、それぞれの思想信条に基づいて、自由に出していただいて良い場です。その発言自身が即委員会の意見になるわけではありませんが、皆さん方は一委員として自分の意見を自分の判断に基づいて公表される権利もあります。それを尊重する意味では、ここでの意見交換というものを大事にしたいと思っています。もちろん、この市民団体へ皆さん方がそれぞれのお考えを公表される、これも市民参画のひとつであることは私たちも尊重していかなければならないと思いますが、それが</p>

	<p>委員会の運営の中で、私たちの意見を各委員に聞いて欲しいというこの形は、私は違うのではないかなど考えていたところなのです。ですから浅尾さんに、今おっしゃられた意見で、私の判断したような形で議事の方に移行していいのか、それとも、もう少しこの議論については委員の中で深めて、この要望について判断をするべきとお考えなのか、そこの確認をさせていただきたいと思ったところなのでございます。</p>
浅尾委員	<p>その件に関しては、もう少し後で私はいいと思っています。というのが、テーマをとりあえず掘り下げる必要があるという話で進んでいる委員会としては、これは後のほうでいいのかなと思います。それぞれの委員さんにも、先生方にも届いているものと同じものが、「委員としての質問」として後ろの方についているものは届いています。私にも届いています。私は返答をいたしましたけど、皆さんもそれぞれの認識があって、返答されたことだと思います。私の意見としては、この件に関してどうするかというのは、今日の会議の最後に判断すればいいかと思えます。</p>
上野委員長	<p>はい、他にご意見ありますか。 無いようであれば、当面予定された審議に入っていきたいと思えます。よろしいですか。ありがとうございます。</p> <p>2 報告 前回の協議事項の確認について 2000 人市民委員会のアンケート集計結果について</p> <p>それでは先ず、報告事項からいきたいと思えます。前回の委員会で協議しました事項の確認を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、参考資料の1と参考資料の2をお願いいたします。会議録概要と前回のまとめです。こちらにつきましては、事前に送付させて頂いておまして、内容については確認をいただき、承認をいただいているところです。この内容に更に追加や修正等がございましたら、本日の委員会終了後に事務局までお知らせをいただければと思えますが、これで修正等がなければ本日の会議終了後にホームページ上に公開させていただく予定としております。</p> <p>会議録の概要とまとめについては以上です。</p>
上野委員長	<p>会議録の概要につきましては一度ご確認いただいておりますが、またお気付きの点がございましたら事務局までおっしゃってください。基本的にはこれで確定をさせていただきたいと思えます。</p> <p>それでは次に、自治基本条例の見直しにあたって、市において2000人市民委員会に市民参画の一環としてアンケート調査をされたそうです。その結果についても事前に皆様方と情報を共有したいということでございますので、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、アンケートの結果報告をさせていただきます。参考資料の3でございます。2000人市民委員会につきましては、前回の第4回自治推進委員会の中で、この2000人市民委員会の研修会の中で自治基本条例についての説明をさせてい</p>

ただいたことと、アンケートを実施したということをご説明させていただいたところですが、今回このアンケートについての集計が終わりましたのでご報告をさせていただきます。それをまとめたものが、この参考資料3になります。それぞれ質問項目ごとに集計結果とコメントを付しておりますので、今回はこの主だった点のみを、説明させていただきます。

まず、調査の実施期間ですけれども、昨年の10月から今年の1月までの間にこのアンケートの調査を実施しております。調査数としては2,037人、うち回答は1,402人ということで、回収率が68.8%でございました。

結果ですが、まず1ページ目の「1 まちづくりの取り組みについて」で、まちづくりの経験についてお尋ねをしております。この結果としましては、まちづくりの経験者は約7割ということで、参加の機会はある程度活用されているということが確認できるかと思えます。3ページに移っていただきまして、問4でございます。「これからの、まちづくりの姿はどうあるべきか」という質問に対しましては、(A) 市民や地域でできることはまず市民が行い、できないことを行政が担うべき (B) 地域でできること、行政がやるべきことをお互いに役割分担して行うべき (C) 公共サービスは行政が行うべきだが、民間の活力のもっと活用すべきというような、それぞれの段階と申しますか、役割分担に応じて設問したところですが、ABCという回答が約9割ということで、まちづくりは、市民と行政が協働して行っていくべきと考えている人が多いという結果でした。それから次のページに移りまして、「市の施策における市民参画・協働の機会について」というところで問5ですが、参画の経験につきましては、ここでは地域説明会ですとかシンポジウムとかアンケートなどでの参画の割合が全体の約9割を占めているということがわかります。問6の方では「参画・協働したい段階」としましては、どの段階で参画したいかということをお尋ねしておりますが、Aの構想段階で意見を述べたいということが読み取れるかなというところです。検討の早い段階での参画の機会を充実させるということが重要ではないかと考えております。それから6ページの方の「3 区を単位とした住民自治の充実について」というところで、問9「区ごとの特色を生かしたまちづくりに必要なもの」ということでお尋ねをしておりますが、(C) 地域の声を反映させる仕組みの強化ということが半数を超えております。まちづくりには地域の声が欠かせないということが現れているかと思われます。それから次のページに移っていただきまして、問11「話し合いたいまちづくりの分野」どのような分野について話し合う必要があるかという問でございますが、ABCの3つで7割を超えております。安全・安心、福祉・健康、子育て・共生社会。こういった分野で、非常に生活に密着した課題というのは、生活者の視点で地域ごとの事情を考慮して解決していくということが必要という意識が表れているのかなと思えます。次のページに移っていただきまして「4 住民自治の浸透について」というところですが、ここでは問13「地域のコミュニティへの満足度」というところですが、AとBで満足できるという回答が約半数を占める一方で、CDの満足できないという方が3割を占

	<p>めているということから、地域の住民のニーズが十分に満たされていないという現状もうかがえるかと思えます。それから次のページの間14「自治基本条例の認知度」についてですが、AとBのある程度知っていたという方は約4割、一方6割弱の方は知らなかったというのが現状でした。認知度は施行して2年経過しておりますけれども、認知度としましてはまだまだ足りないというのがわかったところです。それから間15-1「“自分たちのまちは自分たちで創る”という考え方に共感できるか」ということでお尋ねしたところ、共感できるという回答が8割を占めております。自治基本条例の理念については、大多数の方に受け入れられているものと判断出来るかと思えます。最後のページに間15-2ということで「“自分たちのまちは自分たちで創る”という考え方が浸透しているか」という点をお尋ねしておりますが、15-1で共感するかということに対しては、共感しているという方が多い半面で、実際は6割の方がその考え方は浸透していないという風に考えておられるということで、市民参画協働の機会の提供ですとか手法など、制度面での拡充が必要ではないかと思われます。</p> <p>以上がアンケートの調査結果です。非常に掻い摘んで申し上げましたけれども、結果としましては以上の通りです。</p>
<p>上野 委員長</p>	<p>3 議事 答申書(案)について</p> <p>それでは、これまでの総まとめの議事に入らなければならないということになりました。今のアンケート結果なども含めましてお考えいただければと思います。</p> <p>では、今日の議事「条例の見直しについて」でございます。これまで4回に亘って皆さま方からご意見をいただきました。先ほど浅尾委員がおっしゃられましたように、多様な関心事に基づいてご意見を頂きましたので、これまでのお話を論点整理表という形でまとめてございます。こちらのほう、もう一度振り返るという意味もありますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、資料1の論点整理表をお願いいたします。この論点整理表の整理の方法につきましては、前回の委員会でご説明をさせて頂いた通りですが、前回の第4回自治推進委員会におきまして、委員の皆さまから頂きました意見については赤字で加えております。また、複数の項目に関係すると思われるような意見につきましては、意見のほうにアンダーラインを引いて表示しております。前回、制度・仕組みへの意見として整理させていただきました「市民参画と協働の仕組み」に関する意見につきましては、協議の場やコミュニティのあり方の協議の過程で発言されたものでありますことから、政令指定都市移行に伴う見直しの項目方に整理をさせて頂いております。その結果としまして、政令都市移行に伴う見直し項目ということについては、大きくは8つの括りでまとめさせて頂いております。まず一番初めの、「区ごとの協議の場について」ですけれども、これにつきましては基本的には前回ご説明させて頂いたとおりです。</p> <p>次の大きな括りの「区のコミュニティのあり方について」は、こちらは第4回自治推進委員会での意見を加えて、「意見のまとめ」におきまして、大きく6つの意見に整理しなおしております。色がついております「意見とまとめ」の欄を中</p>

	<p>心に見ていただきたいと思っておりますけれども、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①区役所を拠点とした、柔軟で独自性に満ちたまちづくりの推進 地域情報（データ）に基づいたまちづくりの推進 ②コミュニティセンターなど地域拠点の整備 ③区民や団体等の参画・協働の機会の保障 「あいぽーと」の活用による、参画・協働のニーズの把握 「あいぽーと」と区（まちづくり担当部署）の連携強化 ④区民、地域団体、NPO等の連携支援 区のコミュニティを繋ぐ体制の整備 ⑤本庁と区役所（まちづくり関係部署）の役割の明確化 本庁と区役所（まちづくり関係部署）の連携 区ごとの課題解決に向けた、計画構造の体系化と明確化 ⑥まちづくりを担当する職員の能力向上 <p>これらの意見や意見のまとめを踏まえまして、正副委員長において答申書のたたき案を作成していただきました。たたき案につきましては、後ほど委員長より説明があるかと思いますが、主に、意見のまとめの欄のオレンジ色に塗りつぶしてある部分が「条例の見直しに係る項目」という部分に反映されておりまして、黄色に塗りつぶしてある部分については「区のまちづくりへの提言」という形で答申書に盛り込んでございます。</p> <p>最後に、下にございます「制度・仕組み等への意見」の部分ですけれども、こちらは7つの論点に整理しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①議会への市民参画について ②情報公開について ③パブリックコメントについて ④自治基本条例との整合性 ⑤各区の振興ビジョンについて ⑥自治基本条例第24条について ⑦自治基本条例の改正について <p>ということで、これは大きく7つの論点ということで整理をさせて頂いたところですので、</p> <p>論点整理表の説明につきましては以上です。</p>
上野 委員長	<p>皆さん方のご発言、これまで一年に亘りますのでなかなか思い出さないかもしれませんが、皆さん方が言われた事が入っているかどうかご確認を頂きたいと思っております。</p>
浅尾 委員	<p>私が発言したことは大方こういうことだったと思います。ただ、これは、自治基本条例に書かれている事が行われているか、ということの話です。私はこの見直しの話が起こったことがいいのかなという話を一番最初の時に発言させていただきました。あの時はなんとなく話の中で市長が諮問したことだし、先程上野先生がおっしゃったみたいに、答申を受けて改正するかは市長の、行政の、局の判</p>

	<p>断ですからということで、ちょっと肩の荷が下りながら、色々喋ってきた経緯がございます。だけれども、条例としてはそういうこともきちっと書いていかないと、今度みたいに最初の制定から10年近く関わってきた方から異論が出てくるような形はよろしくないと思うので見直しという議論じゃなくても、こういうところで出たってことはきちっと書いておくべきであろうと思っております。要するに、自治基本条例第37条でその他の事を議論していいとなっているけれども「自治基本条例はそこまでは書いてないじゃないか」、「検討委員会では否決された」という意見もありますし、実際記録を見るとそうなっています。唯一発言であったのは自治基本条例のパブリックコメントを経て素案の案というのが出来た時に、その素案の案の「案」を抜く時に説明会がございまして、検討委員会でその時の市民協働推進課長さんが、「その他の事はこういう事で入れて、そういう風に解していいのじゃないか」みたいなことを発言されたという事をもって今回事が進んでいるような気がします。ですので、曖昧な表現とか、こういうのが非常に大きな事かなと思いますので、そういう事もきちっと正していく。39条にわざわざ見直しという事が書いてあって、市民参画の手続きを踏む、という事が書いてあります。全国政令指定都市の自治基本条例5件分を皆様にお届けしていただくよう事務局にお願いしましたので、届いているかと思います。それを見て頂ければわかるようにきちっと書いてあるわけですね。見直しの議論は、委員会を設定するとか書いてあるわけですね。熊本市の場合は結局こういう曖昧な形で進んだことで異論が出てきたりするわけですから、きちっとしたものはきちっと書いていくべきであろうというようなことが大事かなと、自治基本条例を見ていて思いました。以上です。</p>
<p>上野 委員長</p>	<p>では、浅尾委員のご見解としてそういうご発言があったということ踏まえて、更に先ほどの審議に入っていきたいと思えます。</p> <p>それでは、今日の議題になりますが、答申案をまとめるということでもあります。それで荒木副委員長とご相談しながら、たたき台を作ってみました。私からこれについては説明をさせて頂きたいと思えます。</p> <p>まず、私たちに市長から諮問された事項につきましては、自治の基本原則に関すること、情報共有や参画や協働の取り組みの検証や報告ということで、これは2年間に亘って継続して行っていく業務であろうと思えます。それからもうひとつが、平成25年3月までに皆さん方の意見が欲しいということで諮問されたものが、自治基本条例の見直しに関すること、自治基本条例39条に定める見直しに係る項目と内容について、皆様方の意見を聞かせて欲しいということでございます。これに基づき、今回まとめたという事でございますので、まずメインの回答という事では、この見直しについてそれぞれ委員会でどんな話をし、こういう意見があったということでもまとめてあります。それからその他、この委員会の中で発言されました様々な事柄については整理しながら述べていくという形をとっております。もちろんそれが少数意見である場合もある、あるいは皆さんが納得する意見もあるかもしれません。このあたりの書き振りについては、それ</p>

	<p>ぞれ個別に何かあればお伺いしながらと考えております。</p> <p>では、資料2をご覧頂きたいと思えます。自治基本条例第39条に定める見直しに係る項目と内容についてという事で、下記のとおり答申申しますということですので。「はじめに」は、いるかいらないか、どうしたものだろうかという気もありましたが、何かあった方がいいだろうという事で書いてございます。本論はこの2ページからです。</p> <p>ひとつが「区ごとのまちづくり」について。「区役所を拠点として、地域の独自性を生かしたまちづくりを柔軟に推進していくことを明記すること」という風に書いております。</p> <p>((1) 区ごとのまちづくり 内容について読み上げる)</p> <p>二番目に「区のコミュニティのあり方」ということで「区におけるコミュニティ活動の連携について明記すること」としております。</p> <p>((2) 区のコミュニティのあり方 内容について読み上げる)</p> <p>以上がこの条例の直接の部分に係るものです。</p> <p>「区のまちづくりへの提言」としてしておりますのは、様々な皆さん方から頂きました個々の市民自治によるまちづくりの運営に関しての項目をまとめてあります。</p> <p>(区のまちづくりへの提言 内容について読み上げる)</p> <p>今回も皆さん方の意見をいただきたいと思えますが、先ほど私、浅尾委員のご発言を遮ってしまいましたが、これに関連していましたので、まずは浅尾委員からご発言いただいて、その他の項目も含めてご意見をいただきたいと思えます。</p>
浅尾委員	<p>私の意見書の話でよろしいですか。市長に対するこの答申書というところに、ずっと傍聴されてる方含めて、一番関心の高い方々から意見が届いていることもあって、それもありながら私がこれにつける形で提案書というのを届けさせていただいています。それを配っていただいているいいですか。</p>
上野委員長	<p>はい (資料配布)</p>
浅尾委員	<p>届きましたでしょうか。私の書いてる「意見書(案)」ですけれども、条例に基づいていう手続きを踏めば、見直しに関する検討委員会というのを正規に設置すべきじゃないかと思いました。こういうことも付記させていただければと思って、意見書として皆さんの賛同をいただければこれが後ろに添付出来るかなと思えます。今回の私どもの公募にしても、公募委員の中の質問とか公募の案内も含めて、自治基本条例を見直すことなんて文言は入っていないのです。対象に元々表現もされていないものを議論している。もちろん諮問というのは市長の権限で出されているものですから、それを議論することはあってもいいかと思えますけれども、それをずーっと通してきた過程でやっぱりどう考えても納得がいかない。それと時期的には来年度が見直しになりますので、もう少し時間もあるかなと思えますので、正式な手続きとしての見直しに関する検討委員会というものを設置していただければどうかということをお今回で提案させていただければいいかなと思いま</p>

	<p>す。そういうことの文章の案です、あくまでも、これは私が作った案です。この中であった議論を否定するものではないということが前提でございます。</p>
<p>上野 委員長</p>	<p>はい、わかりました。</p> <p>今私のほうで作りました正副委員長たたき台に加えて、浅尾委員からは、この委員会の答申の後、仮に行政の方で判断され、改正手続きに着手されるのであれば、条例の見直しに係る検討委員会というものを市民参画のもとで設置されるように要望するという文言を入れないということですね。</p> <p>このご意見について委員の皆さんのお考えをお伺いしたいと思います。</p> <p>私が言うのとあまり立場上よくないのかもしれませんが、一委員として聞いてください。</p> <p>私は行政のご判断で、こういう市民参画の委員会を作られるというのであれば、それはそれで構わないと思っています。ただ、この自治基本条例の改正にあたって、先ほどの市民団体さんがおっしゃられるように、この条例は市民参画条例だから市民が参画しなければ改正手続きが成り立たないというような法律論は少し違うのではないかと考えています。もちろん起草された時の歴史的経緯や思い、こういうものを私たちは理解しながら運用していくということは、当然ここに座っている委員として、そういう良識をもってやっていくことは必要だと思っています。ただ一般的な法律の解釈論から申せば、もちろん立法者の意思というものを推測することもあります。例えば憲法9条の問題なら、「当時の立法者は」などと言います。でも現実的に制定されていく過程の中で、この法案についても二度ほど大きな節目を迎えながら議会のほうでこういう文言で作られています。私たちはもちろん過去の経緯を今も勉強することが出来ますが、現在書かれている条文に基づきながら、それがきちっとしたルールに則っているか則っていないかを判断するという解釈の仕方、これは通常の文理解釈や論理解釈という法律解釈上でいえば、こういう解釈をとり、例えば私たちのところに権限がないというような、こういう縮小解釈のようなものは、少し特異な解釈の仕方であるかと思っています。こういう法律論争について私たちが、自分たちの権限云々というのももちろん時間があればやっても構わないのでしょけれども、冒頭申し上げましたように、そもそも市長はここにそういうご意見を聞くふさわしい委員が選ばれている、ここにまず意見を聞こうということで手続きを始められておられるということでございますので、法律解釈論の議論をここで展開する以前として少なくともこの条例、今書かれている条例を皆さん方が合理的にご自分で読み取られ、それに基づいてご判断なさればいいのかなと思います。浅尾委員の意見を否定しているものではないですよ。ただこれをやれという話は、もう一步踏み込んだ話としての要求でありますので、それを要求される委員が多数であれば、もちろん本文の中にいれます。半々であれば、半々というような書き方をします。そうでなければ、〇〇委員と〇〇委員からこういう要請のご意見がありましたという形で書くなどの対応をいたします。このあたりの書振りのことで、皆さん方のお考えを確認したいと思っております。</p>

<p>浅尾委員</p>	<p>見直しということを検討していく委員会においては、必ずといっていいようにパブリックコメントを経たり、市民の意見を色々っていく過程を踏んだ後に、そこにまた報告が来たり、そういう過程を踏むのですね。過去の例もそうだし、きっと今後もそうだと思うのです。それをまたここで担うというのではなくて、こちらはまた別の役目もございますからそちらを粛々とやるべきだろうと思っております。ですので、きちっとした委員会を設定していただくほうが一番ベターかなと私は思っています。それで先程最初に言ったように、この委員会に諮問されるということが元々設定があるなら、公募の時にはきちっと委員会にこういうものを諮問するのですよと、議論してもらうのですよ、というようなことは書くべきだろうとは思いますが。これはもうひとつ、今回の話じゃないですけど、前回の委員会で市民参画と協働の推進条例を作られました。あれですら考えによっては微妙なところがございます。ただ、あれは参画の手続きをちゃんと踏みますということが解説にきちっと書いてありました。それをもってやったのだということ。ところが見直しに関してはわざわざ下（条例第39条）にきちっとひとつ書いてあるし、その他の事項（条例第37条2項）という書き方があります。よその自治体ではきちっと、ここで見直すとか書いてあるわけです。そうじゃなく今回市長としては手続き上こういうことを取られたという事は、これに丸ごと担わせる気ではなからうと私は判断いたしまして、この委員会の中での今までの議論も見ていまして、初めて自治基本条例に接したという方々、そういう意見もやっぱり大事ですから、そういう意見もこの中では出たということで、ついては次の手段として正規の検討委員会を設置されたらどうですかというような事を提案していくべきだと私は思います。</p>
<p>上野委員長</p>	<p>浅尾委員のご提案をどのようにこの文書の中に盛り込むのか、どれだけの皆さん方が賛同を示しているのかを確認をしたいと思っております。では石田委員。他の事も含めて結構です。</p>
<p>石田委員</p>	<p>答えになるかどうかかわからないのですが、今後、市全体の協働を考えるにせよ、区ごとの協働を考えるにせよ、こういった委員会の場であるとか、例えば浅尾委員がおっしゃったような委員会で議論できない、もうちょっと踏み込んで、それを拘束力なり範囲力を持たせるような委員会を作る、新しい話し合いの場の位置付けをしっかりと明確化しておくということは大事なんじゃないかなと思います。アンケートの中にも、例えば行政情報の情報提供のところに課題があって浅尾委員の支援者の方であるとか、多分関心の高い市民の方なんかはそういったところがまだ明記されていない部分であるとか、曖昧な部分があるのではないかといったご指摘もあるのだと思います。一方でまだ関心は高くないのだけど、これから市全体のまちづくりは考えにくいけど、区ごとだったら考えられるのではないかと、これからもっとそういったまちづくりなり、地域の活動にもっと参画していこうという、そういう潜在的なニーズというのもあると思うので、そういった方々の意見とかもうまく組み取れる、把握できるような今後の協議の場のあり方というものを、しっかりと位置付けておく必要がある。つまり言いたいのは、協働</p>

	<p>の場、いろんな場があると思うのです。この委員会に限らず、この自治基本条例の見直しに関する継続的な意見聴取であるとか、それ以外の市民への調査とか行わなければいけないと思いますので、いろんな場で協議の場の手法の位置付けを明確化させておくということが重要になってくるのではないかと。それを最初にこういう委員会が始まるスタートの段階でしっかり、委員会ですらどういうことをやるのか、拘束力を持たせるのか持たせないのか、ここで出された意見を実際に実行するのもしないのか、仮に実行されたとしても環境や社会情勢が変わってしまったらその条例も見直す必要が出てきます。それに対してチェックやモニタリングをするような仕組みを作っていくのかどうかということ、今後、市全体の議論としても、区ごとの議論としても必要になってくると思います。つまり位置付けをしっかりと明言、ルールを最初にしっかりと決めておくということが大事じゃないかなと思うのです。</p>
上野委員長	<p>一般的にはわかるのですが、ではこの委員会は石田委員の観点から言うと、先程の私の質問の整理からいけば、市民参加しているものの私たちは詳しくないから、もう一度詳しい人を入れる市民参画の場を作るべきだと提言したいという意見ですか。</p>
石田委員	<p>最初に上野委員長もおっしゃったように、自由な市民の意見だとかそういったビジョンとか拘束力を持たせるか持たせないか、そういった生活感覚から出してもらって、意見としてまとまるかまとまらないか別にしてしっかりと残しておく。後半の質問をもう一度お願いします。</p>
上野委員長	<p>要は、今後の話をされているのでしょうか。浅尾委員から言われているのは、答申を行政に返した後、行政の手続きが入っていくじゃないですか。この中で市民委員を作るべきだと、特有の市民の委員会をもうひとつ作るべきだと仰っています。</p>
石田委員	<p>今後ですね、今後の話ですね。</p>
上野委員長	<p>今後というかこの手続きのあとですね。</p>
石田委員	<p>今回はその浅尾委員がおっしゃるような別の委員会というのは作れない、なかなか難しいとは思いますが、本当は最初にこういったのを、委員会の位置付けというのを周知させておく、いろんな方面に周知させておく必要があったのかなという感じがしました。</p>
上野委員長	<p>その周知させておく必要云々はちょっと置いておいて、具体的にこの文書をいれようと思うのですが、あなたはそこに名前を連ねますか、ということです。</p>
石田委員	<p>そこは私個人的には問題はないですけど。</p>
上野委員長	<p>問題あるなしではなく、あなたは、浅尾委員と石田委員から賛成しているという形で明記すべき状態になるかもしれない。もしくは、全員賛成ですとなれば別に名前を出さなくてもいいですけども。ということで、あなたの意思を確認し</p>

	たい。
石田委員	もう少し考えさせてもらっていいですか。
上野委員長	わかりました。 行政にお尋ねしますが、委員会の公募をされる事前に、業務の枠組みなり内容を提示すべきだというご意見がありました。それについて行政のほうはどのような判断をされますか。
事務局	公募した際に、ご指摘のとおり条例の見直しに関する議論もありますということに関してははっきり表示してはありませんでした。
上野委員長	今後も様々なことを諮問してこられますよね、年度が変わるごとに違うことを思いついて諮問するわけですが、いわゆるそういうことが出来るかっていうことでご回答をいただけませんか。
事務局	大きく自治基本条例に関することということで募集がしてあったかと思しますので、広く解釈させていただくと、その中にこの見直しに関することも含まれるという前提で募集はさせて頂いたところでございます。
上野委員長	今後はどうされますか。明確化したほうがいいという意見もありましたが。
事務局	今後につきましてはこういったご指摘も頂きましたので、なるべく明確にはしたいとは思いますが。ただ時期的な関係がございまして、4月からの公募ということで、準備段階で3月くらいから入っていたということもあり、諮問の事項がはっきり確定したのが、その後になっていたという手順を踏んだものですから今回そういう形になったかと思えますけれども、そういった点も考慮しながら今後はスケジュールを組みたいと思っております。
上野委員長	わかりました。 では坂口委員、私たちのほうから作りましたたたき台と浅尾委員からの文書の追加、ふたつについてご意見を頂きたいと思えます。
坂口委員	まずこちらのたたき案のほうですけれども、こちらの前半のまちづくりとかコミュニティのあり方のところは、これまで話していたことが反映されていて良いかと思えます。全般的に、これが制定された後にNPO活動などが盛んになってきて、時代に即したものに少しずつ近づいていく方向になるものではないかなと思えます。 この見直し等についてなんですけれども、今こうして時間を割いて考えることなのか。必要なことなのでしょうけど、個人的には今この時点では、難しい問題だなというところなんです。私たちの役割としては意見を述べること、活動の中からの現状を述べることをしなければならぬのかなと思っていたのですけれども。浅尾委員のお話には、難しくすぐには答えられません。 たたき案の方はいいです。
上野委員長	新たな市民による見直しの委員会を設置・要請することについてはそこまでのお考えがないということですね。

坂口委員	(うなづく)
上野委員長	はい、わかりました。 次は中村委員、お願いします、同じ質問です。
中村委員	意見書の件ですけれども、私としては少し心外というか、違法であるなら違法であるような手続きを取るべきで、ここで話すことじゃないと思うのです。自治基本条例制定前は、熊本市自治基本条例検討委員会という名前になっていたのですか。制定後、自治推進委員会となっているので、そういうところがあるのかもしれないですけど、今後、例えば熊本市自治基本条例検討委員会というのが正式に発足すればそこで話す話であって、条文とか市民参画とかを話す場所ですよ。もともと法務的なものだから、市長が作って議会に提案するような問題であるので、そこに市長と市民が協働して作った条例に対して、また市民がものを言うというのは違和感があります。ですから私としては、これまで一緒にやってきたんですけど、この会議自体が進まないような気がします。この会議には私たちはまちづくりとかで来ているので、色んな意見を出していただいて、例えばこの条例とマッチングしないという時にそういう問題提起、来期の後半でそういうのを深く掘り下げていって、市長にここの条例は変えたほうがいいよねというのは出来ると思うのです。それと別問題で、熊本市自治基本条例の見直しに関する検討委員会は、来年の最後に、こういうのをみんなでやったほうがいいという結論にもっていく形ならいいと私は思いました。
浅尾委員	勘違いされています。手続き的に、見直しの段階でこれでOKが出れば、ここで終われば、次はパブリックコメントとかに入っていくんですよ。ここの中で見直しをやったということなのです。来年度は自治基本条例の中の色々な活動を検証していくというのが来年でして、その先にはこの話はないのですよ。
中村委員	何年か越しに見直すっていうことは入っていなかったですか。
浅尾委員	4年以内です。来年見直すといっても、見直しには手続きがかかって議会に最終的に来年度かけなければなりません。
中村委員	ここの委員会は条例を議会に提案する場所ではないでしょ。
浅尾委員	それは私が知っているから言っているだけであって、来年の3月に遅くても議会にかけることになると思うのです。それから振り返ると、市民の意見を集約する過程があって、今期ここの段階でやっておかなければ間に合わないという設定でやられているのだと思うのです。だからこの委員会だけで見直しに関する検討をやって終わり。委員会として人を集めて、議論をする場は終わりです。でもパブリックコメント、アンケートそういうのをやられると思います。
中村委員	でもそういうところで市民の意見が出るって言っていたじゃないですか。多様な意見が出るって。
浅尾委員	手続きとしてはですね、今度はそれをまとめる時に、こういうのが出ましたよ

委員	と届ける場がないわけです。直接行政さんに届くだけということです。
中村委員	それはパブリックコメントだけでは不足なのですか。
上野委員長	多分不足だとおっしゃっているわけですよ。
中村委員	不足って。それではパブリックコメント自体を見直せばいいのであって。
浅尾委員	そういう手続きを踏むとすごく時間がかかるので、ここでの議論を参考にしながらですね、意見の出たものを参考にしながら、きちっとしたものを作ればどうですかと言っているわけです。
中村委員	ここでの意見を議会に通せと言うのですか。
浅尾委員	違います、議会に通す委員会じゃないですよ、中村委員。最初に私たちが116名で集まった時も、ずっと話し合ってひとつの条例素案を作りましたでしょ。あれぐらいの話。その後市民に呼びかけて、パブリックコメントを経たりして、条例案というのを作っていったじゃないですか。最終的には議会で否決されたでしょ。あれは、ひとつの過程です。その後また検討委員会という新しいテーブルを作りましょうと議会から言われて、議会と行政と市民の公募の方が集まって、委員会で案を作られた。その案を元にパブリックコメントにかけたり、地域説明会をずっと開かれて、最終素案というやつが作られて、素案の案の段階で説明があつてと言うふうに、正式に手続きを踏んだわけです。議会にかけて議決するという過程なわけです。最初は全部議会が決めることだから、あんまり心配いらなないといったらいいんですけど、結局、行政さんがまとめあげる案として作る時に、市民の意見としてのひとつの過程を集約するじゃないですけど、まとめる部分の役目として、普段色んなところで活動されたり、自治基本条例に基づいて活動している人、上野先生の別の言い方をすると色んな市民ですね、色んな市民の意見をとる会議が必要なのです。そういう会議じゃないですよ、自治推進委員会は。見直しは4年後といたって、その1年前までには大方の案というか、意見をもらう段階を踏まなければならない。これは行政さんに、あとの手続きとかどうなりますかと聞いたほうがいいのかと思います。見直しをかけるまでに、どれだけ手間と時間がかかりますかと教えてもらった方がいいかと思いますが、事務局から説明していただけないか。
事務局	今後の手続きですけれども、まずこちらのほうで考えておりますのは、答申を頂いた後にそれを踏まえまして、議会のほうとも意見交換をさせていただきます。その意見も踏まえまして、それに基づいてまずは行政のほうで、改正の案文を作成させていただいて、それを出来るだけ早い段階で、また市民参画の手続きを複数実施しながら、最終的にはパブリックコメントになりますけれども、その前に、説明会ですとかそういうものを複数実施させていただいて、色んな場で意見を頂いたものを条文のほうに反映させるというような形をとって、最終的条例案

	<p>までしていきたいと思っております。その検討経過につきましては、今年の4月以降の自治推進委員会におきましても、適宜報告はさせて頂きたいと思っております。それから最終的にはパブリックコメントをして、それを踏まえて最終案をまとめて議会へ提案するという形で考えておりますので、市民の方から意見を頂くのはこれが最後ということではもちろんございません。自治基本条例第39条に「市民参画の手続きを実施する」とありますけれども、この委員会は市民参画の手続きのひとつということで考えており、これだけではございません。</p>
上野委員長	<p>多分浅尾委員と中村委員の違いは、浅尾委員は市民の代表ではありますが、ここだけではたくさんの関心を持った一般市民の方が参画する機会が与えられていないと。昔やったような起草委員会みたいなそんなメンバーで、もうちょっとゼロベースから揉んだらどうかと、こんな機会が必要ではないかということだろうと思うのです。違いますか。</p>
浅尾委員	<p>それは全然違います。あれはあの時の過程であって、今見直しという過程の手続きが本質的に間違っているのだと私は言いたいわけですよ。ここは自治基本条例の検討委員会でもないし、</p>
中村委員	<p>じゃないでしょ。</p>
浅尾委員	<p>違うでしょ。</p>
中村委員	<p>それをわかっていて言っているのですよね。検討委員会じゃないってわかっていて今出席しているのですよね。</p>
浅尾委員	<p>検討委員会じゃないとわかっていて出ているって。自治推進委員会として出ているわけですよ。自治推進委員会に。</p>
中村委員	<p>会議をすればいいんでしょう。</p>
浅尾委員	<p>そうですよ、そう思ったのですよ。そう思ってずっとやってきたと思うのですよ。でも、見直しに関するということもこの事が諮問されているということが前提にあるものだから、今これがまとめましょうということで上野先生が荒木先生とまとめられたものが出てきているわけですよ。</p>
中村委員	<p>私たちの意見がとても集約されていてまとまっているから、まあまあ良く出来ているなと私は思う。</p>
浅尾委員	<p>見直しに関することですよ。</p>
中村委員	<p>この文についてはですね。</p>
浅尾委員	<p>それは自治基本条例の流れの中の見直しに関する項目の事も私たちの中で話し合ったよ、ということではそれでいいかもしれませんが、ぎりぎりですね。私はぎりぎりと思ったのですけど。それまで否定することはなかろうと思っておりますけれども、正規の手続きとしては、条例に基づいてですね、参画の手続き、政策の立案段階</p>

	<p>からってことをきちっと謳った上で公募したり、行政の方が専門の人、極論を言うそうですね、同じ人になるかもしれません。</p>
中村委員	<p>そういう会議を新しく作って欲しいという意見ですか。</p>
浅尾委員	<p>そういうことです。</p>
中村委員	<p>意見をここで出せとかいう話じゃないのでしょ。あくまで提案というか</p>
上野委員長	<p>そうです。そういう会議をこの後ですね、行政が議会に提案される前に、手続きとして作ったらどうですか、と提案したいということですよ。</p>
中村委員	<p>それが来年の締めの時じゃ遅いと。</p>
上野委員長	<p>今市長から聞かれているのは、3月までに、私たちに意見を聞きたいと言われている。市長からすれば、私たちの委員会も市民参画の手続きの中のひとつとして捉えている。浅尾委員はですね、更にこの委員会に加えて、一般市民を集めた見直しという特別な委員会を作るべきだとおっしゃっているのだと思います。</p>
中村委員	<p>議員さんを入れたり</p>
上野委員長	<p>誰が入るのかはわかりませんが。</p>
浅尾委員	<p>議員さんを入れる話は別です。たまたま前回の委員会が、議員さんと行政と市民でやったという委員会だったのですよ。これは全国的にもゼロですよ。</p>
中村委員	<p>そうですね。</p>
浅尾委員	<p>そうじゃなくて、市民の人たちに呼びかけ、あとはそれぞれの団体さん、だから構成的には自治推進委員会に近い形だと思うのです。そういうきちっと見直していうことを前提として呼びかけた人たちを集めた委員会を設定すべきだろうと思います。それを市長にもう一回投げかけるべきだなと言っているわけです。そう何回も何回もやるという話じゃなく。もうちょっと良く知った人たちが出てくるかもしれない。</p>
上野委員長	<p>ということで中村委員、この浅尾委員の動議について書き加えますが、中村委員もこれに賛成されますか、それともこの委員会でいいと思われませんか。</p>
中村委員	<p>私はこの委員会とは別の話と切り離して考えたほうが、頭がすっきりします。</p>
上野委員長	<p>別な話ですよ、未来の話として要望されたいということですよ。</p>
中村委員	<p>意見としては大体一緒というか、今言っている意見書のこととは別の話だと思います。次元が違うと言ったらおかしい話ですけど。</p>

上野 委員長	その中村委員の理解の上で、意見書についてはぎりぎりいいと、そんなに違和感はなかったけれども、今私はこの文章をどこかにいれたいと思っているのです。ご意見ですから。そのご意見の量が、誰と誰が、何人くらいがこれに賛同されているかを知りたいのです。それで書き振りが変わってくるので。
中村 委員	賛同はするけど、意見書とは別の話。だから「賛同しない」と言わなければいけないですね。この会議としては個人の意見として出していただいてもいいと思います。
上野 委員長	浅尾委員が出されることについては賛成しますが、中村委員は浅尾委員と名前を連ねて、この意見を市長に主張するものではないということですね。
中村 委員	3月まで。
上野 委員長	その3月は何なのでしょう。
浅尾 委員	もっと時間があると思っておられるのですよ。
中村 委員	そうそう。
浅尾 委員	手続きに。ですがそうはいかないですよと言っているわけです。
上野 委員長	手続きも大事な部分ですよ。手続きのところで私たちに資格がないという話や、私たちだけでは不十分だという話や、私たちは私たちにミッションを果たして後は行政の方の責任として、ちゃんと市民参画手続きとってくださいとか、色々考え方があるわけじゃないですか。皆さんはどの考え方かなど。
中村 委員	個人的に出してください。
上野 委員長	はい、わかりました、ありがとうございます。たたき台のほうについては何かご意見ありますか。
中村 委員	いえ、私の意見が大分入っているので。
上野 委員長	野中委員お願いします。
野中 委員	条例とか法律というのは往々にして言葉だけが先行するような形で、結局さっきの2000人市民委員会の回答の中にも、自治基本条例自体あまり皆さんたちには浸透はしていないし、参画と協働もそうですね、もっと浸透していないと思います。そういう状況を見た時に、条文のひとつひとつがどうであるかというのはとても大事なのですが、そういう精神にのっとって、私なんかは植木地域における自治協議会などを担当してありますが、そういう分野分野で、ここに書いてある色んな事項が本当に反映されているのかというようなことを、一市民の立場で私は言う、そういう委員としてここには来ていると思うので、論点整理をきれい

	<p>にいただいていますし、それを見直しの中にも生かす形で書いてありますので、この自治基本条例第39条に定める見直しに係る項目と内容の答申書に賛成いたします。</p> <p>そして、浅尾委員のほうから出されました、別の委員会を持つということに関しては、これはこれで別にやっていただくならそれでいいですけど、私たちは私たちの意見として出したことを、このような形でまとめてあるものを市長のほうに答申いただく、ということの仕事をきちんと果たすことが大事じゃないかなと思いますので、この委員長副委員長が出されたたたき台を出すことに賛成をいたしますし、私としてはこの第8章「自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し」というのは、一体的に解釈していいのではないかなと解釈しますので、自治推進委員会の意見というのは見直しにも関連する内容のものであると思います。以上です。</p>
上野委員長	<p>毎熊委員お願いします。</p>
毎熊委員	<p>正副委員長のたたき案は、本当に私たちの意見を集約していただいたなと思いますので、これで色々意見を言うことはありません。よろしくお願いします。</p> <p>浅尾委員のこちらも、非常に大切なことだと私も思います。本当にこれが必要であれば、段階を踏んでいただきたいと思いますが、先程、中村委員も散々悩んでいらっしやったのですが、自治推進委員としてと個人としての意見としては私も狭間に立っているようなところがあります。けれども、自治推進委員としてはここまで立ち入るものではないのではないかと思います。最初に自治推進委員として応募してここに座っているということは、自分の中では一市民の意見をここで述べたいと、それ以上のものでもそれ以下のものでもないと思ってここに座っておりますので、非常に大切なことではありますけれども、そこまで自分の意見をここで言う必要はないかなと思っております。ですので、個人的なご意見としていただきたいと思います。</p>
上野委員長	<p>松崎委員お願いします。</p>
松崎委員	<p>当初の委員をやっていてその自治基本条例が出来たのですけれども、その時にはまだ区政がひかれていなくて、今回の見直しによって区ごとのまちづくりをやっていかなくてはいけないという議論が、何回かの会を重ねてここまで出来てきたと思っていますので、やはりこれがひとつの見直しだったと思うのです。政令指定都市になった、区が出来た、だからこの条例もこういう形をもっと盛り込むという答申を今度出されるということで、その時々というか、適時、適切に見直しがこういう風に自治推進委員会の中で意見として出されていくという、これがいわゆる浅尾委員のおっしゃる検討会のひとつだったと思うので、あえてこの文言をいれるか入れないかのところだろうと思います。この意見を書き込むか書き込まないかということですけど、最後のほうの文言が「それでないと条例に反することになります」というところまでになると、私はそこまではないと思います。</p>

	<p>そこまでしなくても私は自治推進というのは出来るのじゃないかと思っています。浅尾委員の意見書というのは、この後かなにかに添付していただくか何か、そこらあたりにとめていただいて、この全体の意見書というか答申は、正副委員長案のスタイルでかまわないと思っています。</p>
上野委員長	<p>ありがとうございました。</p>
浅尾委員	<p>私まだ答申書（正副委員長たたき案）の意見を言うておりません。松崎さんよくご存知だと思うのですが、自治基本条例というのは理念条例といわれているものです。もう少し具体的なものとして、その下に下部条例として、自治基本条例の下に「市民参画と協働の推進条例」というパブリックコメントとか色んなアンケートとか審議会とかそういうことを書いた条例が出来ました。今回この中で議論した過程はですね、どちらかというところの条例に近いものを作りませんかということになるように私は思います。ここに出されたものはほとんど載らない。きっと区政といっても、皆さんにお届けしました5つの都市の条例、あの中にあるあの程度の話です。ですので、今回のこの見直しに関する云々のことは当然区政のことをいれて、皆さんの合意だったら入れていいのかもしれませんが。けれども、私としては、実際事を早く動かしたいと思うなら、「区政・まちづくり推進条例」というのを作ってくれというくらいのはまりの方が遥かにいいと思うのです。これは私の提案です。</p>
上野委員長	<p>それでは荒木副委員長お願いします。</p>
荒木副委員長	<p>私はこの会の委員長を支える、補佐する役割と、それからもうひとつは委員の皆様方の様々なご意見をまとめあげていくという役割のふたつを背負っております。なかなか自分の意見を出すということが難しい立場でもあったわけです。この答申案をまとめるにあたって、2度3度、議事録を1から10までずっと目を通して、こんな意見があった、あんな意見があった、ということ拾い出し、それをどのように整理するかということに一苦労し、配布資料の一覧表のような枠組みを考えた次第です。そうしてこのような形に皆さん方の意見を整理しながら、自治基本条例に係るようなところは一体どこだろうというところを行政の方で拾い出していただきました。それを踏まえて、その大きな枠組みのなかに、皆さん方の意見を落とし込んでいったわけでございます。出来るだけ細かい意見も拾いあげようと苦労したわけですが、やっこのくらいまでまとめあげたということです。もちろん全部見通しているわけではなく、落ちているところもあるかもしれませんが、一所懸命になって拾い上げたつもりでございます。おそらくこの委員会の審議以上の時間を浪費して、これを作り上げているのは事実であります。</p> <p>それで浅尾委員がおっしゃっていることは、通常の形でいえば手続き論としてごもっともなことでございます。ただ問題は、私は以前から自治基本条例づくりから推進案・参画協働・新しい公共と全部かかわってきておりまして、今、浅尾</p>

委員が下位の条例とおっしゃいましたが、法体系上は条例に上位も下位もございません。ただ自治基本条例という以上、それを軸にしてほかの条例も調整し、あわせていきたいと思いますという意味の最高規範性を自治基本条例にもたせていると、そういう具合に解釈してきているというだけの話でございます。法律と条例の関係はございますけれども条例と条例は対等でございます、どの条例が上でどの条例が下という位置付けは日本の法体系上はございません。それで私は行政のほうにひとつだけ申し上げておきたいことがあります。この自治推進委員会もそうですが、こういう委員会を設けて斯々然々の事を検討していくという、各委員会の役割なりやるべき事柄を細則なり規則なり内規なりで、別途にそのあり方を示し、一定の基準を作っておいていただきたいということです。熊本市役所の中には、たくさんこういう委員会があるはずで、そこでは、それぞれの委員会の役割も定めておく必要があるのではないかと。いわゆる行政組織の事務分掌規定と同じように「〇〇に関する事」で、非常に大雑把なのですが、この程度でもいいからこの自治推進委員会は〇〇に関する事となれば、浅尾委員がおっしゃるように「何を検討すれば良いのか」ということも見えてくるわけです。そうであれば、委員になった方々も「そういうことを我々は検討しなければならないのか」という事がわかってくるということになるかと思えます。ですから、それを条例で別途入れ込むのか、細則・規則・内規の形で謳っておくのか、ということですが、つまりここまでは条例レベルで示し、後は細則なり内規レベルで謳っておく、という風に、行政の手続き過程の基準に適応させていったらどうでしょうかという意見を、2、3度申し上げてきたことがあります。そうすると今回出されたようなことも大体スムーズにいったのだろうと思うのですが、そこら辺が少し欠落していたのかなと思います。ですからこれから先はその辺に配慮していただき、新しい行政組織を作って、その組織の分掌、どんな仕事をしていくのか、その親規定はなんなのか、法的根拠から、その体系性を並べておいて、そしてこの委員会の場合にはこの内規に従ってこういう手続き過程でやるべき事も任務も示しておくというように具体的に示しておくということが必要だと思えます。

もう一点は、諮問の内容として政令指定都市移行に伴うという点です。皆さん方のご意見の中ではそのところが強く意識されていなかったような気がしましたが、いかがでしょうか。そのところが私は気になっていました。政令指定都市になって行政区が出来たものですから、いわゆる制度の変更に伴って見直さなければいけない。浅尾委員が途中で5つの政令市の自治基本条例を出していただいて、私もほとんど眺めていたものなのですが、自治基本条例は政令市になった後に作っているところが非常に多いわけであり、川崎市の自治基本条例を作る時にも若干かかわったことがありますけれども、川崎市は既に政令指定都市になっているものから、区レベルで揉ませていって、大きな方針だけは全庁レベルでという形で示して、後は住民が参加しやすい形で、福祉についてはどうか、まちづくりについてはどうか、道路についてはどうか、交通についてはどうか、環境についてはどうかという具合に、区民の意見を募っていき、それ

	<p>らをまとめていくことができたようです。区レベルでそれらについて意見をまとめ、それを川崎市全体の条例本文にも繋がっていく、下から意見を積みあげて作ってきているものですから、区民も市民になって活動が出来るという形になっております。熊本の場合は自治基本条例が先で、その後政令指定都市化したものだから、これは困ったなど私自身は考えていたのです。やっぱり政令指定都市制度移行に伴う点を念頭におかなければならない。自治を営む枠組みをまずしっかり作っておいて、その中で自治基本条例の問題点あるいは良い点とかを拾い出して考えるという形に持っていく。だから私の考え方でいうと、見直しのための準備的作業レベルが今期の自治推進委員会の仕事みたいに現段階では位置付けられるのではないかと思います。ですからこれからの問題として、行政のほうもこういう問題が委員会の中で提起されたのだから、それを内規レベル・規則レベル・細則レベル、どういう形で示すのか、あるいはもっと条例を付加すべきなのかどうかをご検討いただきたい。市長の諮問に対する答申としては「政令指定都市移行に伴う見直し項目」という形ですから行政区が出来た時の市民の自治活動がやりやすい、まちづくり活動がやりやすい、そういう形に持っていかななくてはいけない。そのためには、大枠の自治基本条例でちょっと足りない、それゆえ新しく入れるべきところがある、という意見を皆さん方からたくさん出してもらいたいわけです。そのために私も今までよその事例を参考にしつつ、意見を出してきたつもりであります。そういう意味で今回本委員会で作ったこの答申案の中に、どこかまずいところがあれば、ここを削れとかこういうことを入れろという形で出してもらっていいのではないかと思います。浅尾委員の提案・意見書は、そういう意味ではこれからの問題として取り組むべきだという形にしておいたらいかがでしようかというのが私の意見でございます。</p>
<p>上野 委員長</p>	<p>それでは基本的なこちらの資料2については、文章については好みもあるかもしれませんが、特に大きな修正のご意見は頂きませんでした。それで、意見書につきましては、当然貴重なこれからのあり方についての提言ですので、この文書の中に盛り込むことを考えたいと思うわけですが、聞かれていることと少し違うということ、それからこの意見は今のところ石田委員がわかりませんが、浅尾委員のご提案ということになっていきますので、この真ん中のところに書いてございます、記の下ですね、例えばこんな文章でどうかと思っているのですが、「浅尾委員から『この条例の見直しにあたっては、市民参画の手続きを実施します』とある同条文39条2項に則し、改正に着手される場合は市民参画による『(仮称)熊本市自治基本条例の見直しに関する検討委員会』の設置をすべきと考える意見が出された」というような形で、どこに入れるかが難しいのですが、2ページの下かあるいは一番最後のところに盛り込んではどうかなというのが私の考えですがいかがでしようか。</p>
<p>浅尾 委員</p>	<p>盛り込んでいただくことは非常にありがたいことです。そういう形ででもですね、こう皆さんで議論していただいたことで、条例が少し深まったかなという気もしますし、この辺の気付きは市長には色んな形で投げかけられていると思いま</p>

	<p>すので、この私が書いた文書以外にも届いていると思いますので、今この委員会の中ではそういう風に入れていただけるということで、非常にいいかなと思います。</p>
上野委員長	<p>石田委員は一緒に名を連ねますか。</p>
石田委員	<p>控えておきます。 ちょっとひとつ言わせていただきたいのですが、さきほど荒木副委員がこの委員会の位置付けとか役割、あと細則ということがあったのですが、この意見書というのは当日渡されたもので、なかなか頭の整理が出来ていない部分があって議論がし難かった部分も私を含めほかの委員さんにもあるのじゃないかと思うのです。例えばこういった他の任意の団体、関心の高い市民の方から伺った意見を事前に郵送されているアジェンダには含まれていないわけですよ。そういったものを受け入れるか、受け入れるとしてももっと早めに情報提供していただくようなルール、関心のある団体で添付資料なり提案があるなら、委員会の何日前までになら受け入れるというようなルール作りを明確化して欲しいと思います。突然こういうのを出されるとなかなか議論がし難いというか、当初私が今回の委員会で話すことはたたき台の話であったりとか、前回出た議論をブラッシュアップするとかというものを想定していましたので、もっと早く情報提供がなされたらありがたいかなと思いました次第です。</p>
上野委員長	<p>いわれている気持ちがわからないでもないのですが、あえて申し上げれば、私たちのこの委員会は、こんな形で陳情や要請を受ける場かなと思うと違うと思います。</p>
石田委員	<p>それも含めて、受けるか受けないかっていうのを明確にして欲しい。</p>
上野委員長	<p>たまたま私たち、あるいは行政に届けられますので、それについては重要な、今日一応の答申案を固めたいと思っておりまして、重要な案件だったので、私の一存でお諮りをしました。こちらの団体からは重ね重ね要請要望・公開質問状等を頂いておりますが、今後も私は委員長宛に出されましても、これについては委員会を代表して答える立場にはないと考えております。</p>
石田委員	<p>そこは私も同調します。</p>
浅尾委員	<p>先程私が見直しに関する事という話を自治推進委員会でやっていくっていう話で大方了解されていることと認識しつつ、私もそれは否定していないっていうことで、その中で先程、区政・まちづくり推進条例の制定を目指すべきだということを提案させていただきたいなということを先程出させていただいたんですが、その件はいかがでしょうか。</p>
上野委員長	<p>もう一度、ご提案も含めてどうぞ。</p>
浅尾	<p>この中で議論があったことを見ますと、荒木先生が非常に時間をかけてま</p>

委員	<p>とめていただきました。このことを出来るだけ早く具体化する方法がひとつ、条例という形で作ることにしたいと思います。条例として出来るだけ作っていただきたいということと呼びかけることだと思います。というのも、先程言いましたとおり、自治基本条例に書かれることは、こんないっぱい書かれませんか。書かれないと私は思います。ですので、具体的なものを要望していくことになると、その専門的なこと、区政に関してちゃんとまちづくりを進めて、区政が出来てまちづくりを進めていきたいと、より皆さんが納得出来るような形を作りたいということであれば、なおのこと、「区政・まちづくり推進条例」というような形で作ることを提案していったほうがこの会としてはいいのではないかなと私は思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
上野 委員長	<p>今回のこの仕事の先ですね、来年度からまたはじまってまいります、その中で課題として受け止めさせてもらっていいですか。</p> <p>もうひとつおっしゃられたように、全ての事を法律に書くななんて事はありえません。ですから、それぞれのレベルで法律や規則や要綱や、あるいは様々なそれを促進するための施策や啓発や、という形で多分複合的にやっていくのだろうと思います。ただ、浅尾委員が考えておられる中で、それを法律として明記したほうが良いという事柄がもしあれば、もちろんそういう事もあるのかもしれませんが、これは、次年度の会議の課題にさせていただいていいですか。私、次年度どうなるのかさっぱりわかりませんが、ちょっとだけ感想を申し上げますと、随分この手続き的な議論に振り回されてしまいましたが、私はさきほど中村委員がおっしゃられたような、更に市民の感覚を生かしながらどうやったら実態的に市民参画の取り組みがまちの中で広がっていくのかと、こういう観点での議論を是非来年度進めたいと思っております。もし行政のほうで、何か私たちに諮問でもすることがある時は、変な作業をさせるのではなく、そういう大所高所からの様々な市民の気付きを行政に生かすような性格のものをお聞きいただければありがたいなと思っております。</p> <p>ちょっと順番がずれてしまいましたけれども、この答申案の書類につきましては、先程のような感じの文章を加えさせていただいて、答申案にするということにつきましては、私のほうに一任していただければいいでしょうか。</p> <p>(全員了承)</p> <p>よろしいですか、ありがとうございます。</p> <p>おかげさまで順調に進んでまいりました。ありがとうございます。</p> <p>それでは今後、答申前に、皆様方には答申書を事前に郵送させていただきます。市長への答申の予定等につきましても、準備していただいているようでございます。是非こういう文書だけではなく、生の声として市長の方に皆さん方の思いを伝えていただきたいと思っております。多分懇談の時間を取っていただけますので、ご都合がつく方は是非答申の時にお願いしたいと思います。</p> <p>では、今後の予定について事務局より説明をお願いします。</p>
浅尾	<p>申し訳ありません、私が事務局に届けていただきたい書類をひとつお願いして</p>

委員	<p>おりまして、きっと次のところあたりで使えるかなと思うものをお願いしておりますので、届けていただいでよろしいですか。</p> <p>(資料配布)</p> <p>前回お願いして皆さんに届けた色々なコミュニティ施設、コミュニティセンターとか地域公民館とか老人憩いの家とかあと都市公園とかまちの広場とかそういうのがどの程度数があつて、どういう状況にあるかというようなことで、資料提供をお願いしております。これは今届いているものは表になっているものですが、これのもっと深いものがデータとしてまとめて頂いてますので、色々な団体さんがどこにどれだけの施設があればかわれるよねという時とかですね、非常に役に立つかなと思いました。それと今回去年大きな災害がございました。ああいう時に非難する場所とかですね、そういうことも含めて非常に役立つものをまとめていただきましたので、これのもっと深いものまでデータベースでまとめていただいでおりますということをお伝えしたくてお話ししました。</p>
上野 委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今後の委員さんのご活動なり、あるいは様々な観点、自治推進について研究していただく際の資料にしていいただければと思います。</p> <p>それでは今後の予定について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>4 次回の開催日程</p> <p>(資料配布)</p> <p>参考資料4、自治推進委員会スケジュール案についてご説明をさせていただきます。まず先程ございました市長への答申ですけれども、これは3月27日水曜日午後4時30分から5時までの30分間を予定しております。後日改めて文書にてご案内をさせていただきます。答申書につきましても固まり次第、答申の案内と一緒に各委員の皆さまへ送付させていただきたいと思ひます。それから来年度の予定でございますけれども、この資料の方にスケジュールという形で示しておりますが、来年度は、先程委員長から来年度の内容にというご意見もございましたので、それも踏まえつつ、基本的には自治の基本原則について検証をしていただくことがメインになるかと思ひます。全体で6回程度の会議を予定しております、第一回目は平成24年度の熊本市の参画と協働の取組の実績という形で年度が明け次第すぐ実績のとりまとめをします、その実績が確定するのが5月中旬くらいになりますので、第一回目は5月の下旬の開催を予定しております。具体的なスケジュールにつきましては、また改めて事務局から調整をさせていただきたいと思ひております。それから自治基本条例の検討のほうですけれども、先程も少し申し上げましたけれども、来年は市民参画の手続きを取りながら、改正の動きに入るわけですけれども、条例の検討経過につきましては適宜この委員会で報告をさせていただきたいと思ひております。スケジュールにつきましては以上でございます。</p>
上野 委員長	<p>今のスケジュールについて何かご質問ありますか。よろしいですか。</p> <p>ご協力を頂きまして、議事も終了いたしました。今年度はこれで一応終わりに</p>

	なりますが、何か皆さん方から共有しておきたいこととかありましたら、まだ少し時間がありますので。
中村委員	市民協働のホームページですけど、更新をもう少し頻繁にしていただけると助かります。新しい市民協働のあり方を私たちも模索してやっているので、もう少しどうにか。
事務局	すみません、一部滞っているところが確かにあるかと思います。いつでも最新の状態に近い形で管理をしていきたいと思っております、失礼いたしました。
浅尾委員	区役所にまちづくり交流室ってあるのですか。
事務局	公民館が母体になっておりますので、公民館があるところにはございます。
浅尾委員	区役所にですか。東区にはないでしょう。
事務局	ありません。区役所と昔の市民センターが一緒になって区役所になったところにはございます。ところが東区みたいに市民センターと別のところに新しく区役所を建てたところにはございません。ですから昔の公民館をまちづくり交流室と呼んでおまして、区役所にありますのは少しややこしいんですけど「まちづくり推進課」という名称にさせて頂いています。
浅尾委員	ここに区役所のまちづくり交流室と書いてあったものですからね、区役所の中にあるのかなと。
事務局	組織上は区役所の組織にはなっておりますけれども、場所的には同じところにあるところもあるし、違うところにあるところもございます。
上野委員長	松崎委員、あいぼーと関連で皆さんにお知らせすることがありましたら、折角ですからどうぞ。
松崎委員	区ごとのまちづくりになった時に、今あいぼーとがどういう風にそこにかかわれるかというところが、前回ちょっとお話ししましたが、模索中ではございまして、何分にも業務委託の事業はやっていますが、独自にそこをどうこうということが出来ない状態というか、うちのキャパもないんですけども、そこが非常に困難だと思っております。ただし市職員との研修会を、先日 NPO を交えて一緒に実施させていただくことによって、行政の方に NPO が考えている考え方だったり事業だったりというような事を少しずつお話する機会を設けています。ですからこれからどんどん市民の方と行政の方とが一緒に研修を受けたり、ワークショップをやったりというようなことを通して、協働の場作りの推進を図っていきたいとは思ってはおります。ただなかなか、行政の業務でお仕事に携わっている職員の方と、思いで突っ走っている市民が何かを一緒にやるという溝の埋め方がなかなか難しいなと思っております。コーディネートする立場からすると、そこが非常に難しい。要求ばかりになってしまって、職員の方が逆に引いてしまわれるみたいな状況になってしまわないように、どうやったらうまく協働出来るかということをお互いが話し合いの場につくというところがこれまでなかったものですから、そういうところをこれからやっていきたいと、今業務委託一年目を終わ

	<p>った段階でそんな風に思っております。期待していただければと思っております。ご協力をお願いいたします。</p>
<p>荒木副 委員長</p>	<p>ひとつのアイデアとして、神戸のまちづくり会館でまちづくりコーナーというのがあります。あいぽーとのどこかひとつのコーナーにそれを設けていただいて、5つの行政区ごとの書棚を作って、どんなまちづくり活動をどんなグループがどのようにやっていらっしゃるかという情報をそこに置き、誰でも閲覧できるようにしておく「情報提供の場」の機能が一つ。それともうひとつは、熊本は大学もたくさん立地しており、専門家もたくさんいらっしゃるため、そういう利点を生かす工夫、たとえば、専門家の知恵をあいぽーとの一角で発揮してもらうべく「時間があったらここに来ていただき、まちづくり活動の質問に答えてもらう」ようなボランティアグループを形成しておき、あいぽーとに行けば、その一角で都市計画専門の人・環境専門の人・交通問題専門の人という専門家が何人か居て対応してくれる、短時間でも入れ替わり立ち代り質問に答えてくださるというコーナーを作っておくとかなりうまく転がっていくのではなかろうかと思えます。松崎委員の意見にプラスアルファを足しておきます。</p>
<p>上野 委員長</p>	<p>ありがとうございます。今のご意見で触発されたのですが、国立大学は国民の血税で運営されておりまして、私たちの研究成果、科学技術を国民と共に対話をしていくということが要請されています。簡単に言えば原発から始まり、例えばIPS細胞をどう使うか。なかなか難しい話ですが、こういうものをやはり広く理解していただかないといけないし、懸念についても研究者も承りたいということで、そういう機会を大学のほうで直接作ろうとしています。もし市民団体の中から、サイエンスショップとか色々な言い方があるようですが、こういう場、大袈裟ではなく、集まった人たちで、今日はインフルエンザについて話そうとか、今日は原子力エネルギーの利用について話そうとか、気軽にそういうものを学び、意見交換をするような場というのを是非作りたいと思っておりますので、一緒にコラボレーションができればありがたいと思えます。</p> <p>5 閉会</p> <p>ちょうど時間になりました。本日も進行にご協力をいただき、適切な答申書も大体固まることが出来ました。大変ありがとうございました。これで終わりたいと思えます。</p>